

大人・保護者の方へ

あなたの力を貸してください。
広げるために、
体罰等のない子育てを

子どもへの体罰は法律で禁止されています。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

詳しくはこちらのWEBサイトもご参照ください
<https://www.mhlw.go.jp/no-taibatsu/>



✔ この冊子を手にとったあなたに、知ってほしいことがあります。

子どものみなさんへ

たたかれていい
子どもなんて、
いないんだよ。



Q クイズ

子どもが持っている代表的な4つの権利、
キミはいくつ知っているかな？



こたえは次のページへ！



あなたを含めた子どもたちの持つ権利を正しく理解し、
明るい社会をみんなでつくっていきましょう。



START!

子どもがもっている権利


子どもたちが生きる上で当たり前前に約束されていることです。
誰もこの約束をやぶったり、
無理にいやなことをさせることはできません。

4つの権利 A 答え

1
たたかれたり
ひどいことを
言われない



2
元気に・健康に
毎日をすごして
成長する



3
保護者の人から
育てられる
守ってもらえる



4
自分の意見を言う
話を聞いて
もらえる



こんなことをされていませんか？

- 大人に
- ・痛い思いをさせられる
 - ・いやな思いをさせられる

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。



たたく・ける



長時間の正座



どこかに
とじこめられる

こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。



無視される



きょうだいと
比べてけなす



産まれてきたこと
を否定される

あなたには、これらの行いから守られる権利があります。

「体罰」は国の法律で禁止されています。

「言うことをきかないから」「悪いことをしたから」
「しつけのため」など、どんな理由があっても
子どもに「体罰」を与えてはいけません。



どうして体罰などをしてしまう大人がいるんだろう？



「何度言っても言うことを聞いてくれないから」



「仕事がうまくいなくてイライラしてつい…」



「子どもとどう接すればいいかわからなくなってしまい…」

大人も悩んだり、怒ったり、いやなことがあって
落ち込んだりすることもあります。
だからといって子どもに体罰などをあたえることは
ゆるされることではありません。



体罰などを受け続けるとどうになってしまうの？

次のページへ

体罰などを 受けつづけていると…

専門家や学者がしらべたところ、

身体と心の成長や発達に 悪い影響が出てしまう

ことが科学的にわかっています。

ほんとうは
元気な子も

体罰などを
受けつづけると



体罰などをなくすために 子どもたちができること

もしもあなたが大人から体罰や暴言を受けていたり、
体罰や暴言をしている大人を見つけたら
どうすればいいのでしょうか？

答えは

「周りの信頼できる大人に相談する」 ことです。

「大好きなお母さんが警察につかまったらどうしよう…」
「告げ口をすると後でもっとひどいことをされるかも…」

という心配はとてもよくわかります。

でも、けっして自分ひとりで抱え込んだり、
見なかったふりをしないようにしてください。

あなたやあなたの家族・ともだちをまもるために
相談できる場所があります。



だれでも電話で相談することができるよ

つぎ
次のページへ

子育ては いろいろな人の 力と共に

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。子どもを育てる上では、支援を受けることも必要であり、市区町村等が提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センター等にご連絡ください。

また子育てには、気力・体力をとっても使います。そのため、困ってから相談に行こうと思っても、その気力が湧かなくなってしまうこともあります。落ち着いているときに、地域子育て支援拠点など、子どもを連れて出かける場所に出かけてみることも一つの方法です。子育ての不安等を話すことで気分転換になり、気になること等を気軽に相談できる関係ができるかもしれません。

子育てのこと、頼れる場所があります



ご自身が出産や子育てに悩んだら…
子育てに悩む人がいたら…
こちらにご相談ください。

児童相談所 相談専用ダイヤル

通話料
無料

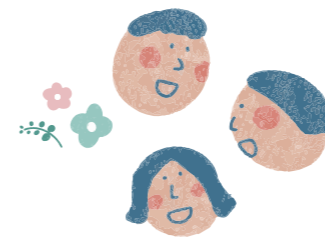
0120-189-783

※一部のIP電話からはつながりません

体罰等によらない 子育てをみんな で応援しましょう

周囲の親族や地域住民、NPO、保育等の子育ての支援者、保健・医療・福祉・教育現場等で子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所等とも連携をして、社会全体で支えていくことが必要です。

みんなで育児を
支える社会に!



あなたの電話で、守れる命があります



児童虐待かも…と思ったら、
すぐにお電話ください。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

通話料無料

189

※一部のIP電話からはつながりません

あなたのまわりに

相談できる人がいない、

ばれるのがこわくて相談できない、

そんなときは

ここに電話してください。



児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く
189

お金は
かかりません
1日中いつでもつながります

ダイヤル 1 8 9 を押してから 通話ボタンを押すだけ

※一部のIP電話からはつながりません

信頼できる大人が

あなたの秘密を守りながら

悩みを聞いて助けます。



「体罰」は法律で禁止されています

令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。

親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務があります。このため、親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」、「将来困らないようにしつけ」としつけなくては、「他人に迷惑をかける子に育てては」といった思いから、時には、しつけとして子どもに罰を与えようとするかもしれません。

しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、**身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもた**らす行為（罰）である場合は、**どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。**

これは親が子育てに悩んだとき、適切な支援につながるよう、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。

「しつけ」と

「体罰」はちがいます

「体罰」とは

子どもの**身体に何らかの苦痛**を引き起こし、または**不快感を意図的にもた**らす行為（罰）です。



「しつけ」とは

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、**子どもをサポートして社会性を育む行為**です。



「体罰」等は

子どもの権利侵害にあたる行為です

大人に対する叩く、殴る、暴言を言う等の行為が**人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩く等の行為は人権侵害として許されません。**

全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、平成28年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、**第一義的責任を負うとされています。**

また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています。

昨今の児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。

この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあります。

令和2年に施行された児童福祉法等の改正法を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。



体罰等によらない子育てのための

工夫のポイント

体罰等とはよくないと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。

動画でも解説しています
<https://youtu.be/RBREWyaD6oQ>



POINT 1 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう



POINT 2 「言うことを聞かない」にもいろいろあります



POINT 3 子どもの成長・発達によっても異なることもあります

●子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。

●それぞれの子どもによって成長・発達の状況にも差があることを理解しましょう。子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なのもあります。

ここでは体罰等に頼らないで子どもへの理解を深めより温かい関係を築くためのヒントを紹介します

●相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。

●子どもに問いかけたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



●保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、様々な理由があります。

●「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいいことではありません。

POINT 4 子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



●乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ!」と叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。

●子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるように教えてあげたり環境を整えてあげましょう。



POINT 7 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

●子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。

●子どもの態度や行動を褒めるときは、何が良いのかを具体的に褒めると、子どもにより伝わりやすくなります。

POINT 6 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に



●子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

●「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えられることもできます。

POINT 5 注意の方向を変えたり、やる気に働きかけてみましょう



●子どもはすぐに気持ち切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら、待つことで子どもの気持ちや行動が変化するかもしれません。

●難しい場合は、場面を切り替えること（家から出て散歩をする等）で注意の方向を変えてみてみましょう。

保護者自身の工夫のポイント

否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。そして、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことに関係しているのかを振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。

深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけられるとよいでしょう。

「体罰」と聞いて

あなたは何をイメージしますか？

「体罰」と聞いたときに、あなたがまっさきに思い浮かべるのは「頬をぶつ」「背中を棒で叩く」といった行為かもしれません。

その他にも、長時間正座をさせたり、どこかに閉じ込めたりすることも「体罰」に該当します。

加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いのものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

「体罰」等が

家庭や子どもにもたらす悪影響

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。

また、体罰等により一時的に子どもが落ち着いたように感じられても、それは根本的な解決ではありません。体罰等は、親子関係や家庭に様々な弊害を生む可能性があることが報告されています。

「体罰」が繰り返されると…

下記のようなリスクが高まります



親子関係の悪化



精神的な問題の発生



反社会的な行動の増加



攻撃性の増加

体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります。※

※Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016

このような行為はすべて体罰です※

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

直接的・身体的な行為でなくても、子どもの心を傷つけることは子どもの権利を侵害します

- ・子どもの前で妻に暴力を振るった
- ・お前なんて生まれてこなければよかったと言った
- ・兄弟と比べてお前はだめな子だと言った

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。